

第 365 回(令和5年 12 月)定例会

会派提案意見書案

番号	件名	提出会派
意 1	ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物に係る抜本的対策を求める意見書	自民
意 2	本州四国連絡高速道路を含めた「全国共通料金制度」の継続を求める意見書	自民
意 3	公私格差のない高校等無償化制度の実現を求める意見書	維新
意 4	花粉症対策としてのスギ人工林の植え替えに関する予算確保について	維新
意 5	介護・障害福祉分野における処遇改善を求める意見書	公明
意 6	食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書	公明
意 7	投資詐欺被害を防止し被害回復を図るための法整備を求める意見書	県民

ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物に係る抜本的対策を求める意見書

生物多様性を守り、そこから生まれる自然の恵みを安心・安全かつ持続的に利活用することは、農林水産業や農山漁村の発展につながり、国民生活の安定向上の礎となる。

国等では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年施行)に基づき、生態系により構成された我が国の豊かな生物多様性を確保し、更に人の生命・身体の保護並びに農林水産業の健全な発展を図ることを目的に、特定外来生物の飼養・輸入等の規制や野外等に存する特定外来生物の防除の実施等の外来種対策に取り組んでいる。

しかしながら、近年、本県では、ナガエツルノゲイトウの生息地域が河川・農業用ため池・水路等を中心に拡大傾向にある。被害地域では、多額の経費を投入し農業者等の住民も参加して防除作業を懸命に行なっているが、防除と再生が繰り返され、これに対する地域の自助努力も限界を超えているのが実態である。このままでは農業者や地域が疲弊し、防除が再生に追いつかなくなり、生態系や農業施設・農作物等が取り返しのつかない壊滅的被害に直面するのは時間の問題であり、防災面でも影響を及ぼしかねないと強く危惧される。

よって、国におかれては、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物の防除等に向けて、下記の事項の抜本的対策を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 国試験研究機関において、ナガエツルノゲイトウ等の各種特定外来生物の防除技術を開発・確立するとともに、その研究成果・知見を各地方にフィードバックすること。
- 2 ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物の防除対策において、発生後の防除のみならず予防策を併せた総合防除を推進するほか、国、都道府県、市町村、地域住民、民間事業者等が、環境・農林水産・土木等の分野を横断しての緊密な連携を図るとともに、機動的に対応できるスキームを確立すること。また、地方自治体に対して必要な財政措置を行うこと。
- 3 繁茂により、河川や農業用ため池・水路等の水利施設の故障や機能不全・溢水リスクの発生を防ぐために、農業者・土地改良区・ため池管理者・ため池保全サポートセンター等による点検や監視する仕組みを強化すること。
- 4 民間事業者による特定外来生物の防除等の実施に対する財政的支援制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

本州四国連絡高速道路を含めた「全国共通料金制度」の継続を求める意見書

高速道路料金については、地域間格差のない、全国一律の利用しやすい料金体系とすることが肝要であり、神戸淡路鳴門自動車道をはじめとする本州四国連絡高速道路（以下「本四高速」という。）は、NEXCO区間と異なる料金体系となっていたが、平成26年4月、「全国共通料金制度」が実現した。

これを受け、「全国共通料金制度」の導入効果を持続的に発展させるとともに、経済、生活、文化の一層の発展、向上を図るため、環瀬戸内海地域の経済界、自治体の関係者等が様々な交流促進への取組を進めてきた。

本県においても、淡路島を自転車で1周(150km)する「淡路島ロングライド150」や「うずしおクルーズ」の実施など、観光面を中心とした交流人口の拡大による利用促進策に取り組んでいる。

「全国共通料金制度」の導入により、利用しやすい料金水準となったことや、このような取組を継続した結果、人口減少が進む中ではあるが、全国から環瀬戸内海地域への往来により、明石海峡大橋の交通量は、コロナ禍の影響を除いて順調に増加し、令和4年度は過去最高を記録するなど、本四高速が「地方創生」や「分散型国土づくり」に欠かすことのできない「観光や物流の大動脈」になっている。

しかしながら、本四高速を含めた現行の「全国共通料金制度」は、当面10年間（平成26年度～令和5年度）の時限措置であり、国・地方が総力を挙げて地方創生に取り組む中、再び以前の料金に戻れば、本州四国間の「人」や「モノ」の交流が減少し、関係地域の人的交流や経済活性化に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、令和6年度以降も神戸淡路鳴門自動車道を含めた本四高速における「全国共通料金制度」を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

公私格差のない高校等無償化制度の実現を求める意見書

兵庫県では、子どもたちが家庭の経済的な事情等に関わらず等しく自由に進路選択することができるよう、平成 22 年度、国の「高校無償化」において公立高校が無償化されたことにあわせ、国の就学支援金制度に県の補助を上乗せする形で、一定の所得制限等のもと授業料に対する補助の上限を設けたうえで私立高校等の授業料軽減に取り組んできた。

現在、大阪府では令和 8 年度を目途として、年収 910 万円未満の世帯を対象とする現行の所得制限等を完全撤廃することにより公立私立を問わない授業料完全無償化の実現に向けた取組が進められているところである。また、奈良県においても年収 910 万円未満の世帯を対象に 2024 年度から私立高校の授業料無償化が進められるなど、近隣府県において私立高校無償化への動きが活発化している。

一方、兵庫県における兵庫県内中学卒業生の進路の状況を見ると、98.7%が高校等へ進学しているという状況であり、高校等の教育は、公立私立に関わらず日本の教育を支える基礎を形成している。

また、昨今の多様性を尊重する社会情勢下において教育ニーズは多様化しており、その受入先として私立高校の役割は大きいものがある。加えて、今後、急激な少子化の進行が予測されていることを踏まえても公立高校において全ての多様な教育ニーズを受け入れる環境を整備していくのではなく、私立高校も含めての受け皿としていくことが現実的であり、人口が減少していく社会においては、私立高校の果たす社会的な役割はさらに大きくなっていくことが見込まれる。

よって、国におかれては、全ての子どもたちが経済的な事情によることなく自由な進路選択をすることができるよう、高校等の教育の経済的な負担について公私格差のない高校等無償化制度の実現に向けた検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

花粉症対策としてのスギ人工林の植え替えに関する予算
確保について

スギ花粉症は国民病ともいえる疾患となっており、国民の4割が罹患しているとも言われている。スギ人工林は戦後すぐに国策として植林が進められ現在では全国で444万ヘクタールが存在する。民間研究機関が様々な試算を行っており、花粉症による外出控えや労働生産性の低下、医療費の増大などで年間2800億円～1兆円程度の経済損失が発生しているとも報告されている。

本年5月には政府において「対策の全体像」がとりまとめられ、経済的損失や健康被害を少なくするため植え替えの促進などにより、10年でスギ人工林を2割削減し、将来的（約30年後）には花粉発生量の半減を目指すことを決定している。また、本年10月には「花粉対策 初期集中対応パッケージ」を策定し、今後、本パッケージに沿って花粉症対策の着実な実行に取り組むこととしている。

よって、国におかれては、「花粉発生源スギ人工林減少推進計画」を策定しスギ人工林の植え替えを推進しているが、計画の実行に際しては国策によって進められた経緯を十分に踏まえ、自治体に過度な負担とならないよう予算を十分に確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

介護・障害福祉分野における処遇改善を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査(2022年6月)では、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額 25 万 7,500 円で、全産業平均の 34 万 100 円と比べ、8 万 2,600 円の差があり、最低賃金の引き上げや大手企業を中心にベースアップなどによって賃上げが進む中でも、依然として他業種との賃金格差が生じている。

また、8 月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは 4 月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であるにも関わらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられている。このことが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがある。

よって、国におかれては、介護職員等の賃上げについて経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行し、2024 年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書

農林水産省が公表した 2021 年度の食品ロス量は 523 万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が 279 万トン、家庭系食品ロス量が 244 万トンとなっている。世界で約 8 億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、2022 年には年間 480 万トンの食料支援を行っているが、日本における食品ロス量はその量を上回っている。

食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、国においては、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取組を求める。

記

- 1 賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。
- 2 事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。
- 3 食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

投資詐欺被害を防止し被害回復を図るための法整備を求める意見書

近年、SNSを通じた勧誘などで、不特定多数の者に対してICO（新規暗号資産の発行による資金調達）やアービトラージ（金利差や価格差を利用して利ザヤを稼ぐ裁定取引の手法）など投資案件への出資を募るとうたい、実際には実体のないポンジスキーム（投資詐欺の一手法で、出資金を運用して配当するとうたいながら運用をせず、新たな出資金を配当に充てる手法）の投資詐欺事案が後を絶たない。

これらは詐欺の立証が難しく、たとえ事件化して逮捕に至ったとしても、適用される法によっては罰金刑や執行猶予の刑罰に止まることが多いため、事件の抑止力が不十分で若年層への広がりも見せており、早急に対策が求められる。

また、こうした詐欺事案には、知人・友人を勧誘することで紹介料が入るとして、被害者であるとともに加害者にもさせられる恐れもあることから、マルチ取引（連鎖販売取引）の規制なども強化すべきと考える。昨年7月には、日本弁護士連合会が特定商取引法の抜本的改正について提言しているが、特に取引の実態がない、いわゆる「モノなしマルチ商法」については、明確に禁止すべきである。

さらには、被害回復の方策を強化するため、本年8月に内閣府消費者委員会が公表した「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書」において提言されている、違法収益はく奪のための行政手法の創設等の方策について、早急に法整備を行うことが必要である。

よって、国におかれては、投資被害を防止・抑止するため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 出資法、金融商品取引法等の刑罰の上限を引き上げるなど抑止力を強化すること。
- 2 マルチ取引の登録制を導入し、「モノなしマルチ商法」など不適切なマルチ取引は登録させず違法とするなど、特定商取引法の抜本的な改正を行うこと。
- 3 違法収益はく奪のための行政手法の創設について、早急に法整備を図ること。
- 4 特に若年層が投資詐欺の被害にあわないよう、また知人・友人を紹介することで加害者にならないよう、若者へのリテラシー向上を図る具体的な取組を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。